

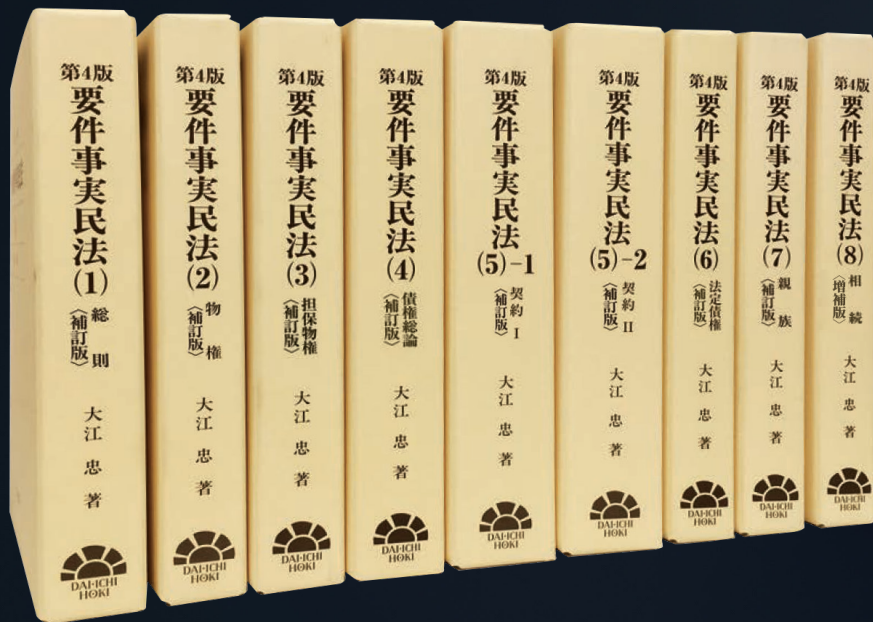
# 具体的な設例から必要な要件事実が分かる 実務解説書！

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版がさらにアップデート！

## 第4版 要件事実民法

全9巻

【著】大江 忠(弁護士)



### 〈改訂ポイント〉

#### (2) 物権〈補訂版〉

...近時で動きのある  
マンション法について言及

#### (6) 法定債権〈補訂版〉

...判例・文献を追加

#### (8) 相続〈増補版〉

...所有者不明土地の改正等を見直し、  
解説を追加

### 第4版 要件事実民法 <全9巻> A5判 上製・ケース付

全9巻		定価 81,510円 (本体 74,100円 + 税10%)
(1)	総 則 〈補訂版〉	定価 10,010円 (本体 9,100円 + 税10%)
(2)	物 権 〈補訂版〉	定価 9,350円 (本体 8,500円 + 税10%)
(3)	担保物権 〈補訂版〉	定価 8,690円 (本体 7,900円 + 税10%)
(4)	債権総論 〈補訂版〉	定価 9,130円 (本体 8,300円 + 税10%)
(5)-1	契約 I 〈補訂版〉	定価 7,920円 (本体 7,200円 + 税10%)
(5)-2	契約 II 〈補訂版〉	定価 7,920円 (本体 7,200円 + 税10%)
(6)	法定債権 〈補訂版〉	定価 9,130円 (本体 8,300円 + 税10%)
(7)	親 族 〈補訂版〉	定価 8,910円 (本体 8,100円 + 税10%)
(8)	相 続 〈増補版〉	定価 10,450円 (本体 9,500円 + 税10%)

NEW!

NEW!

NEW!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 本シリーズの特色

- ・令和5年4月1日施行の「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」に対応！
- ・要件事実の見直しはもちろん、近時の判例を追加！
- ・訴訟物索引・事項索引・法令索引・判例索引を掲載！

## 内容見本

して法定相続分及び指定相続分の持分割合を有する共有者間における共有物分割の手続で処理する案が提示されていた。しかし、この案に対しては、遺産共有の法的性質とも関連して、反対意見が提起されたことから、相続開始から一定期間（10年）経過後も、遺産分割の手続は利用できるが、ただし、①共有物分割の手続も利用できる（新設258条の2）一方、②遺産分割の手続に関しては、特別受益（903条、904条）及び寄与分（904条の2）を参照した具体的相続分ではなく、専ら法定相続分（900条、901条）及び指定相続分（902条）に従った分割をしなければならないとされたものである（新設本条）（七戸・改正民法116頁）。

### 2 改正の趣旨・内容

民法では、一般的に、所有権以外の権利は、一定の期間行使されない場合には消滅することとされているが（166条等）、具体的相続分による分割の利益も一定の期間の経過により消失することとすれば、その利益を求める者による早期の請求を期待することができる。

また、具体的相続分による分割の利益が一定の期間の経過により消失することとすれば、その後は法定相続分又は指定相続分の割合により遺産分割をすることになるため、考慮すべき要素が少なくなり、基準割合も簡明な数値となることから、協議又は裁判により遺産を分割することが容易になる。

そこで、改正法では、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、次の①又は②の場合を除き、903条から904条の2までの規定は適用しないこととされ、具体的相続分ではなく、法定相続分（相続分の指定があるときは、指定相続分）により遺産分割を行なうこととされている（改正本条）。

## 補款 建物の区分所有等に関する法律

### ■（参考）（建物の区分所有）

建物の区分所有等に関する法律第1条 一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

#### 1 本条の趣旨

本条は、①建物の区分所有を認めただけで、②区分所有権の客体たりうる建物の部分の要件を定め、③区分所有権が「この法律の定めるところにより」認められることを定めたものである。

#### 2 建物の区分所有

### 第2款 相隣関係

相隣関係に関する規定は、明治29年に民法が制定されて以来、実質的な見直しがされていなかった。しかし、所有者不明土地問題が生じている近年の社会経済情勢に合わせて、規律を見直す必要があることから、隣地の使用（改正209条）及び竹木の枝の切除及び根の切取り（改正233条）の各規定が条文を増設する形で改正され、電気、ガス、水道水等の継続的給付を受けるための設備の設置権等（改正213条の2）の規定が新設された。

#### 1 隣接地所有者間の関係

民法は、209条から238条まで相隣権（相隣関係）についての規定を置いている。相隣権は、地役権のような独立した他物権ではなく、不動産ななく土地所有権の法律上の拡大であり、隣接土地所有者からみると土地所有権の制限（206条の「法令の制限」の1つである）と解される。したがって、相隣関係上の権利（相隣権）の取得原因は、不動産所有権である。

#### 相隣権の内容

(1) 隣接不動産上に対して、直接権利を行使できるもの	210条（囲繞地通行権）、215条（水流障害除去権）、220条（余水排出権）、221条（通水用工作物使用権）、222条（堰の設置権・堰の使用権）、231条1項（共有階壁の増築権）、233条2項（竹木の根の切取権）、233条3項（竹木の枝の切除権）
(2) 隣接不動産所有者に対し、不作爲義務を課するもの	214条（自然水流の妨害禁止）、218条（雨水注水工作物の禁止）、219条1項（水流変更の禁止）、234条1項（境界線付近の建築制限）、237条（境界線付近の掘削制限）
(3) 隣接不動産所有者の作爲義務を課するもの	209条（隣地利用請求権）、216条（修繕・障害除去・予防工事請求権）、219条2項但書（水流修復請求権）、223条（境界線設置請求権）、225条（囲障設置請求権）、235条1項（目隠し

## お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



## 第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
第4版 要件事実民法 全9巻	定価 <b>81,510円</b> (本体 <b>74,100円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (1) 総則 <補訂版> [068841]	定価 <b>10,010円</b> (本体 <b>9,100円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (2) 物権 <補訂版> [094086]	定価 <b>9,350円</b> (本体 <b>8,500円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (3) 担保物権 <補訂版> [063297]	定価 <b>8,690円</b> (本体 <b>7,900円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (4) 債権総論 <補訂版> [064501]	定価 <b>9,130円</b> (本体 <b>8,300円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (5)-1 契約 I <補訂版> [075853]	定価 <b>7,920円</b> (本体 <b>7,200円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (5)-2 契約 II <補訂版> [075861]	定価 <b>7,920円</b> (本体 <b>7,200円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (6) 法定債権 <補訂版> [094094]	定価 <b>9,130円</b> (本体 <b>8,300円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (7) 親族 <補訂版> [069336]	定価 <b>8,910円</b> (本体 <b>8,100円</b> + 税10%)	部
第4版 要件事実民法 (8) 相続 <増補版> [094102]	定価 <b>10,450円</b> (本体 <b>9,500円</b> + 税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社と取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円+税 3万円以下の場合、440円+税 10万円以下の場合、660円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

事務所名   公用  私用

フリガナ

ご氏名  様

TEL

E-mail

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL.0120-203-696 ☎ FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印

- 要民4 (1) 補冊 (068841)
- 要件民4 (2) 補 (094086)
- 要民4 (3) 補冊 (063297)
- 要民4 (4) 補冊 (064501)
- 要民4 (5) 1補冊 (075853)
- 要民4 (5) 2補冊 (075861)
- 要件民4 (6) 補 (094094)
- 要民4 (7) 補冊 (069336)
- 要民4 (8) 増補 (094102)